

令和2年度第1回津山市景観審議会 議事要旨

日時	令和2年6月26日(金) 13:30~15:20		
場所	津山市役所 5階 501会議室 (WEB会議)		
出席者	委員5名	幹事3名	事務局(都市計画課)
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事資料冊子・津山市景観賞実施要領(別冊①)・募集チラシ(別冊②) ・市民投票の手引き(別冊③) 		
傍聴人	0名		
議 事	内 容		
1 開会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局変更の説明、WEB会議(ZOOM)の説明 ・岡部部長より開会あいさつ ・会長のあいさつ → 議事運営を事務局に一任 		
2 報告事項 ・津山市景観条例運用状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開の決定 → 公開 ・傍聴の報告 → 傍聴不可 <p>(事務局) 令和元年度の届出状況等の報告。 景観法に基づく届出・・・69件 景観法に基づく通知・・・6件 景観重要公共施設における占用等事前確認・・・0件 事前相談案件・・・5件</p> <p>令和2年4月1日から6月12日までの届出状況等の報告。 景観法に基づく届出・・・6件 景観重要公共施設における占用等事前確認・・・0件 景観法に基づく通知・・・0件 事前相談案件・・・1件</p> <p>(会長) 例年と比較して特に変わった傾向などはありませんか。</p> <p>(事務局) 若干届出の減少がみられます。</p> <p>●茅町の共同住宅について (会長) 茅町の共同住宅は城西伝統的建造物群保存地区(以降は伝建と表記)に近接しています。色・形を説明してください。</p>		

<p>3 議事</p> <p>(1) 津山市景観賞について</p> <p>～10分休憩～</p>	<p>(事務局) 一般地区に計画されており、5階建ての賃貸用共同住宅です。色彩は基準に適合しています。(パース図にて説明)</p> <p>(会長) 位置は、若宮神社のすぐ隣ですね。工場があった場所か。</p> <p>(委員) そうです。工場があった場所です。現在鉄骨がおいてあり、工事中です。</p> <p>(会長) 茅町の共同住宅については、城西が伝建になったこともあり、市民から意見が出てくる可能性があります。景観担当部署として説明できるようにしておく必要があります。</p> <p>(事務局) わかりました。</p> <p>(事務局) 令和2年度景観賞について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯、昨年度までの実績を説明。 ・今年度実施要領を説明。 ・応募は7月20日から8月31日を予定。 ・市民投票は10月中旬から11月上旬を予定。 ・表彰は2月を予定。 ・募集告知は、津山市ホームページ、広報津山8月号、津山市フェイスブック、津山朝日新聞市報欄に掲載予定 ・周知の方法として、大学・工業高校等に募集チラシ、市民投票のお知らせを配布予定 <p>ZOOMが40分となるため10分間の休憩</p> <p>●公共施設の受賞と表彰について</p> <p>(委員) 「公共施設及び公共事業は受賞対象とするが、表彰しない」とあるが、どういう意味なのか。</p> <p>(事務局) 昨年度第3回景観審議会では協議をさせていただいた内容ですが、昨年度までは公共施設は、受賞対象から外れており景観賞を受賞することがなかったが、今年度からは受賞対象となり、景観賞をとる可能性がある。景観賞を取った場合、2月に予定している津山市長からの表彰を、公共施設の場合は行わないという意味です。</p>
--	---

	<p>(委員) 要領の「8 表彰及び表彰内容の公表」と記載してあるが表彰がないため受賞したということを公表するのか</p> <p>(事務局) 受賞したという内容を公表します。</p> <p>(委員) つじつまが合わないように感じる。公共施設も民間企業の方々が作るので、設計者・施工者は公表すべき。</p> <p>(事務局) 設計者等の情報は、広報等で公表します。</p> <p>(委員) 岡山市は公共施設についても、設計者・施工者を表彰しているので、調べてみることに。</p> <p>(事務局) わかりました。</p> <p>(会長) 公共施設については、昨年度までは参考応募として受賞対象となっていなかった。市職員の励みや、民間企業が設計施工で関わっていることを考慮して受賞対象にしていくとしました。</p> <p>受賞対象とするということは、公共施設が受賞した場合、施主である津山市、設計者、施工者、受賞理由は民間の受賞作品と合わせて公表するというので、表彰状と盾がないだけということです。</p> <p>岡山市は市の物件が目立っており、それを表彰しているようだが、市民感情からすると、「公共は予算も確保できるため民間とは違う」という感情もあると思うので、今年度は受賞まではできるものとして、受託した民間企業の努力を評価することとする。</p> <p>公共施設も景観的に良くしていき、津山市の見本や模範となっていかなければならないので、担当していた人が景観賞に応募することで検証することは悪いことではないということです。</p> <p>(委員) 設計事務所の先生方もデザイン的なものも含めて知恵を絞って、素晴らしい景観を醸し出しているものも公共施設の中にはある。予算的なことを考えると民間との比較はしにくいと思うので、会長が言われる通りがよいのではないかと。</p> <p>(事務局) 第3回審議会で議論をしていただいております。会長と同じ認識です。建築物部門の場合、表彰される主体は建築主となります。表彰状を津山市長から津山市長に出すというのがどうかということで、表彰はしないが受賞対象にはすべきであるというこ</p>
--	--

とが委員の皆様の趣旨かと思えます。ただ、メディア等への公表は、民間のものと同じように公表していくこととします。

(委員) 応募用紙には設計者、施工者、デザイナーなど書くようになっていいるが何故必要なのかと思ってしまう。表彰対象の建築主の部分も変えようと思えば変えられる。表彰状を市長に出さなくても、設計者にだすようにすればよいだけで、これは手法の問題で取り決めの中でできると思う。その辺を柔軟にとらえて、今後どうするかをこれからの課題とすればよいと思う。他都市の表彰の内容を調べてみることは必要。

(事務局) 岡山市、倉敷市等の表彰の状況を調査します。

●簡易広告物の応募対象内外について

(委員) 実施要領の「対象外」に簡易広告物ではり紙、はり札と書いてあるが、置き看板などの基準はどうなるのか。地面に固定されているものはよいが、すぐに取り外し可能なものはダメだという基準なのか、もう少しわかりやすくしてもらいたい。

オリンピックや地域の祭りで期間限定のものはたくさんあると思います。これらは3年も5年もこのまま同じデザインのものをつけていることはないので、このあたりの線引きをきちんとしておかないと、応募する側が混乱してしまう。

(会長) 屋外広告物条例とか法制度のもので仕分けができていないのでしょうか。制度的に理屈があうようにして、線引きができるようにしておいてください。

矛盾していると思ったのが、参考イメージ写真のアーケードの公告幕です。これ出した趣旨を歴史まちづくり推進室にも確認して、矛盾がないようにしてください。暖簾については景観賞としても前向きにやっているの、要領に掲載した根拠を押さえておくこと。

(事務局) 委員の皆様のご意見を受けまして、屋外広告物条例等々確認し、表現に誤解を生じないよう整理します。

●景観賞の周知について

(会長) 募集チラシの写真が4枚あって津山市景観賞募集の箇所で写真がずれているので調整をすること。

それからもう1点、この景観賞ができる前からの最大の懸案ですが、応募者数が少ない。受賞作品のレベルというのは、この4枚を見ても、全国的にいい線いくくらいのものが受賞されているのですが、応募者数が少ないため、一步まちがうと受賞対象なしということが起こりかねない。とにかく何とか集めてもらいたい。

建築物部門については、建築士会の方もメンバーにいますので、協力いただいて応募をかけていただきたい。

広告物部門はなかなかパイプがないが、何とか良い看板を作っている方々につないでいただきたい。

活動部門については、地域団体がいい位置を占められているので、引き続きお願いしたい。津山市は町内会、学区の活動等で地域にパイプの太い方に声をかけてとにかく探っていただければと思います。

学校への周知は、中学校以上全部いくか、書類を送って教頭先生の耳に入れるなどの声かけを行う。中学生が花畑をつくったり、川の掃除をしていたり、景観活動部門は中学校も頑張っていると思います。地域活動を行っている先生がいらっしゃれば、ご紹介くださいという形をお願いしておく。子供たちも表彰されることはうれしいことですし、青少年の地域活動になって津山市に愛着をもってもらえます。

(事務局) 教育委員会と相談をし、よい周知の方法がないか探ってみたいと思います。

(委員) 昨年商工会議所に津山市内の高校生があつまって、まちづくり等について議論しているところに歴まちの職員2名がこられています。市内の高等学校はすべて行ってほしいです。

(事務局) わかりました。今年度に関しても商工会の団体等でそういった場があることを委員の皆様がご承知されているのであれば、お知らせをいただけたら我々の方としてもお邪魔したいと思っています。

●景観賞の見直しについて

(委員) 景観賞は今年で5年になります。一度見直した方がよいのではないかと思います。

応募が少ないというのもキャパシティーが小さいので毎年毎年は出てこないと思います。広告物は看板屋に声をかけていくことが必要だと思います。事務局で聞きにくいようだったら我々の方で看板屋に声かけてみることもできます。

(事務局) 看板に関しても周知の方法として、業者の方に声かけも考えておりますが、特定の業者だけというわけにもいかないため、平等に周知できる方法を考えたいと思っております。

(委員) 景観賞の実施の目的は、書いてあるように市民の意識の向上につながることを目的です。応募の段階で景観賞の存在そのものを知ってもらうということが、非常に大きな部分で、多数応募してもらい、それを審査するにも学生含めている方々に津山の景観に意識をもって投票してもらいたい。来年度に向けて今のうちから、何故景観賞をやっているのかをよく考えて新たな景観賞の在り方を考えていったらよいと思います。

(事務局) わかりました。

(委員) 景観に興味をもって町を歩きながらよいものに気が付いている市民の方がいらっしゃると思う。応募となると抵抗がある方もいると思うので、推薦という形での応募方法があってもよいと思います。

(会長) 5年目の見直しにじっくり考えてもらいたい。推薦用紙をつくって7月に間に合わせるのは困難だと思います。今年度の課題として事務局には研究してもらえたらと思います。

推薦制度は大賛成なのですが、書式の作り方、伝え方です。公平性の問題や、推薦者と被推薦者の気持ちのズレを想定して作っていかねばいけないかなと思います。

(事務局) 推薦枠については、今年度は時間的なことを考えると難しいので、現在の形で取り組み、5年目の見直し課題として整理していけたらと思っています。

●建築物以外の部門の選定について

(委員) 橋や公園、イルミネーションはどの部門に応募すればよいか。公共的なもので建築に入らないものもあるのではないか。

(事務局) 橋については、建築部門に入れざるを得ないと思います。公園についても、広告物や景観活動とは違っており、一番近いものが建築物部門かと思います。花を植えたりする場合は景観活動になるため内容にもよります。

5年目の見直しの課題のひとつとして、部門の名称も検討する必要があると思っています。

●まとめ

(会長) 茅町の共同住宅のことは、非常に大きい話です。市役所内でもこれからどうするかということ議論しておいてください。規制・高さ制限をきびしくすると地元の反発や議会の関係でどこの都市でも苦しい目にあっており、どうしても緩めになるのですが、まっとうな規制でなく妥協でゆるゆるになっているのだという認識はもってほしい。

委員からありましたように、景観賞は何のためにやっているのか。担当部署が変わり難しいこともあるかと思いますが、津山の景観をよくするための啓発活動のひとつとして景観賞があるという共通認識をもって活動していただきたい。7月で津山市は伝建がふたつになります。西日本でいうと、津山市、京都市、萩市という2つ伝建を持っている都市として全国的に歴史都市としてトップクラスにおどりでていく津山市ですので、市民のこころの中に浸透していくようにやっていきたいという形で努力をお願いします。

(事務局) ありがとうございます。看板類の整理について、誤解を生むことにならないよう整理し、皆様にお示しさせていただきたいと思います。その他スケジュールも含めまして今日ご説明させていただいた内容で取り組みをすすめていただいてもよろしいでしょうか。

(委員) はい

<p>4 連絡事項</p> <p>5 閉会</p>	<p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●茅町の共同住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・伝建に近接しているため、意見が出てきた場合に説明ができるようにしておく。 ・伝建周辺の規制について、市役所内で議論しておく。 ●公共施設の受賞と表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は受賞対象とし、表彰は行わない。 ・公表は公共・民間とも同じように公表する。 ・他都市の公共施設への受賞・表彰の内容を調べておく。 ●簡易広告物の応募対象 <ul style="list-style-type: none"> ・参考イメージ写真と応募対象外とで矛盾があるため、整理する。 ・置き看板等の応募対象内外の線引きを屋外広告物条例等の法制度をもとに整理する。 ●景観賞の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・募集チラシの写真のズレを訂正する。 ・学校への周知として、中学校、高校、大学に周知を図る。 ・建築物部門は建築士会や事務所協会、広告物部門は看板業者、景観活動部門は町内会や学生の地域活動に周知していく。 ●景観賞の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・5年目の見直しとして応募方法や周知方法、景観賞の意義を踏まえて新たな景観賞の在り方を来年度に向けて考えていく。 ・応募とは別に推薦枠を来年度に向けて検討していく。 ・3つの部門のどれに該当するのか不明なものもあるため、課題として部門名称も検討していく。 <p>次回、第2回景観審議会は9月に開催予定です。</p>
---------------------------	---

以上、承認します。